

守口市淀川河川敷運動広場開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国土交通省が淀川高水敷に淀川河川公園(大日地区)を整備するまでの間、守口市が河川法(昭和39年法律第167号)第24条の許可を受け、運動広場として市民に一般開放する事業(以下「事業」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(運動広場の所在地番等)

第2条 守口市淀川河川敷運動広場(以下「運動広場」という。)の所在地番及び面積は、次のとおりとする。

所在地番	面積
守口市大日町4丁目305の2番地先から守口市佐太西町1丁目8の6番地先まで	26278.75平方メートル

2 運動広場の施設は、多目的広場1、多目的広場2及び多目的広場3とする。

(使用の形態)

第3条 運動広場の使用の形態は、次に掲げるものとする。

- (1) 専用使用(市長の許可を得て運動広場を独占的に使用することをいう。以下同じ。)
- (2) 自由使用(専用使用以外の形態での運動広場を使用することをいう。以下同じ。)

(使用者の義務等)

第4条 運動広場を使用する者(以下「使用者」という。)は、使用後に整備をしなければならない。

2 運動広場の使用中の事故については、運動広場の不備に基づくものを除き、全て使用者の責任とする。

(使用時間)

第5条 専用使用の使用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 4月1日から9月30日までの間 午前8時から午後6時まで
 - (2) 10月1日から翌年3月31日までの間 午前9時から午後5時まで
- 2 専用使用の使用時間の単位は、2時間とする。
- 3 自由使用の使用時間は、専用使用以外の時間帯とする。

(専用使用の団体登録)

第6条 専用使用をしようとする団体は、使用しようとする日の1月前の月の第1日曜日までに市長の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録(以下「団体登録」という。)をすることができる団体は、当該団体の構成員の概ね8割以上が市内に在住し、在職し、又は在学する者で構成され、責任者が明確な団体とする。

3 団体登録をしようとする団体は、当該団体登録の際に、スポーツ傷害保険の写しを市長に提出しなければならない。

4 専用使用の団体登録の有効期間は、当該団体登録をした時から当該団体登録をした日の属する年度末までとする。

(専用使用の申請)

第7条 専用使用をしようとする団体は、使用しようとする日の3月前から3日前までに、申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の受付開始日を変更することができる。

(専用使用の許可)

第8条 市長は、前条第1項の申請書を審査し、専用使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付け、又は守るべき事項を指示することができる。

3 市長は、前項の条件若しくは指示に違反したものに対して、違反事項の是正を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(禁止行為)

第9条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 運動広場を破損し、又は汚損すること。

(2) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告若しくはこれに類するものを表示すること。

(3) 政治的又は宗教的活動の意図のある行為をすること。

(4) 市長が許可した目的以外の目的で使用し、他の使用者に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。

(5) 他の使用者に危険を及ぼすおそれのある動物を立ち入らせること。

(6) たき火をし、又は危険な火遊びをすること。

(7) 市長の許可なく、車両又はこれに類するものを乗り入れ、又は留置すること。

(8) 露天、屋台、行商、興行その他これらに類する営業行為をすること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良な風俗に反すること。

(損害賠償義務等)

第10条 運動広場を破損し、又は汚損した者は、直ちに市長に報告した後、現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(目的外使用)

第11条 運動以外の目的で使用しようとする者は、使用日の3月前までに、関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、支障がないと認めるときは、許可を

するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、事業の主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。